

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年11月25日提出

亀岡市長 粟山正隆

専決第10号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月15日

亀岡市長 粟山正隆

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成25年10月15日専決

亀岡市長 栗山正隆

記

1 損害賠償の額 68,250円

2 損害賠償の相手方 京都府京丹後市在住 44歳男性

3 事故の概要

平成25年7月23日午後1時頃、亀岡市古世町地内の駐車場において、市車両が後進した際、車両の後方部が相手方車両の左側面部に接触し、相手方車両が損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 68,250円
- 2 損害賠償の相手方 京都府京丹後市在住 44歳男性

3 事故の概要

平成25年7月23日午後1時頃、亀岡市古世町地内の駐車場において、市車両が後進した際、車両の後方部が相手方車両の左側面に接触し、相手方車両が損傷した。